

【7】防音工事の申し込み方法

申込は、住宅所在地の下記窓口、または空港周辺整備機構で受け付けます。

市・町の受付窓口	電話	市・町の受付窓口	電話
福岡市役所 空港対策部 地域調整担当	711-4660	太宰府市役所 生活環境課	921-2121
大野城市役所 環境・最終処分場対策課	580-1887	粕屋町役場 道路環境整備課	938-2311
春日市役所 環境課	584-1111	志免町役場 生活安全課	935-1001

福岡市では、上記の他に東区役所市民相談室・博多区役所市民相談室でも資料を配付しております。

【申込書類】

- ① 住宅騒音防止工事助成申込書
- ② 対象住宅の登記簿謄本(3ヶ月以内に発行されたもの)
- ③ 住宅騒音防止工事助成申込に係る確約書

※設計監理業者及び工事施工業者は「一般競争入札」により決定しますので、申し込みの際に「設計監理業者及び工事施工業者の決定」について空港周辺整備機構へ委任していただく必要があります。

※エアコン等空調機器のメーカーについては、工事施工業者が取扱い可能なメーカーとなりますので、申込者がメーカーを指定することは出来ません。

※事業を途中で中止した場合、自己負担が生じますのでご注意ください。

【8】その他注意事項

1. 設計調査、工事施工については、原則平日及び日中の対応となりますのでご協力をお願いします。
2. 工事対象室に既存の冷暖房機器が設置されており、当該機器が別に定める設計基準を満足する場合は、それを再利用することが出来ます。その場合、必要な移設工事等を行う場合もあります。
3. 本事業により防音工事を実施した住宅の所有者が、騒音防止法による移転補償を受け同住宅を区域外に移転又は除却するときは、防音工事に要した費用の一部を返却していただくことがあります。
4. 防音工事完了後の維持管理は、申込者又は居住者において行ってください。
5. 空調機器(エアコン、換気扇)について、設置後10年以上経過し所要の機能が失われている場合には、本事業同様の補助を受けて更新工事を行うことが出来ます。(詳しくは「空気調和機器更新工事費用補助のお知らせ」をご覧ください。)

【お問い合わせ先】

(独) 空港周辺整備機構 地域振興課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-17-5 (ARKビル9階)

☎092-472-4594 Fax 092-472-4597

E-mail: minbo@oeia-fuk.ne.jp

(平成29年4月作成)

民家防音工事を希望される皆様へ

民家防音工事費用補助のお知らせ

国の告示により航空機騒音が著しいと認められた福岡空港周辺の地区に所在する住宅において、航空機騒音の影響を緩和するために、国の定める基準に従って住宅の居室における騒音の影響を軽減する工事(以下「防音工事」という。)を行う場合に、住宅の構造・工法により一定の金額の範囲内で工事費の補助を受けることが出来ます。

なお、年度予算の範囲内で実施しますので、申請件数によっては年度予算が不足する場合があります、年度受付期間中でも受付を締め切ることがあります。

【1】防音工事の対象となる住宅

1. 建築年月日について

- ① 昭和49年8月31日告示による第1,2,3種区域内に、その告示日以前に建築された住宅。
- ② 昭和52年4月2日告示による第1,2,3種区域内に、その告示日以前に建築された住宅。
- ③ 昭和54年7月10日告示による第1,2,3種区域内に、その告示日以前に建築された住宅。
- ④ 昭和57年3月30日告示による第1種区域内に、その告示日以前に建築された住宅。
- ⑤ 前記①、②、③に掲げる区域内に所在する住宅であって、昭和57年3月30日以前に建築された住宅。

2. 上記「1」の各号に該当する住宅が申し込みの時に住居として使用されており、防音工事後も引き続き居住すること。

3. その他

- ①. 一戸の住宅に対する防音工事費の補助は1回だけです。同一住宅に2回以上の防音工事費の補助を行うことは出来ません。ただし昭和53年度以前に1室または2室工事を行った住宅は、追加工事の補助を認められる場合があります。
- ②. 告示日以前から現存していた住宅を建て替えた場合は原則として補助対象となりません。ただし前記1. 各号に該当する住宅を、防音工事を実施せずに建て替えた場合で、告示日以前からの居住者が建替後も引き続き居住し続ける場合、建替の条件及び理由によっては補助の対象となる場合があります。(詳しくは機構へお問い合わせください。)

【2】工事費の補助の方法

1. 国が定めた標準工法により行う防音工事の費用を、国・県・市、町の補助金によって助成します。
2. 工事の費用は申請者からの委任を受けて設計監理業者及び施工業者に当機構が直接支払います。
3. 補助金交付申請や実績報告など制度上必要な事務手続きは、設計監理業者がお手伝いします。

【3】防音工事のあらまし

防音工事とは、住宅の居室における航空機の騒音の軽減及び室内の有効な空気調和の確保を目的とする工事です。所在する区域及び建築時期により防音工事の内容が異なります。

1. 工事の種類

- ① 未実施住宅防音工事 前記【1】. 1. ①～④ に該当する住宅に関する防音工事。
- ② 告示日後住宅防音工事 前記【1】. 1. ⑤ に該当する住宅に関する防音工事。

2. 工法の種類

工法は住宅所在地の航空機騒音の違いによりA, B, C工法の3工法に大別されます。

① A工法

第2, 3種区域内に所在する住宅に実施する工事方法。

② B工法

前記【1】. 1. ①～③、⑤ に該当する住宅のうち、第1種区域内に所在する住宅に実施する工事方法。

③ C工法

前記【1】. 1. ④ に該当する住宅に実施する工事方法。

3. 工事対象室

防音工事は家全体ではなく、家の中の居室単位で行い、補助対象となる室数には制限があります。補助対象となる防音工事室数は防音工事を行う住宅の居室数を上限に、居住している人数に応じ、次に掲げる室数以内です。

居住人数	1人	2人	3人	4人以上
工事対象室数	2室	3室	4室	5室

① 工事は5室を限度とします。

② 室数算定に当たり、和室では3畳、洋室では5㎡程度の附室が隣接しており、附室との合計面積が20㎡未満になる場合は、原則として主室と合わせ1室とします。

③ 調理室を併用した居室（DK, LDK）は1室とみなします。

④ 専用調理室（台所）、区画された玄関、廊下、浴室等は原則として防音工事の対象となりません。

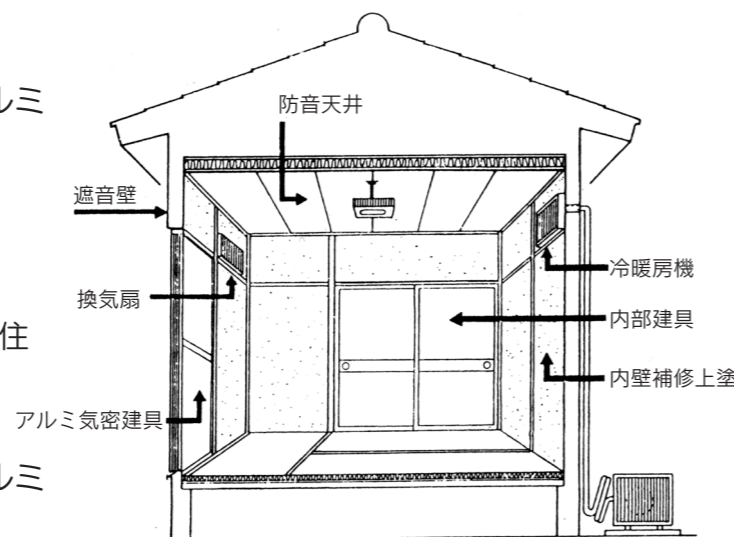
4. 工法の概要

A・B工法（前記【3】. 2. ①、②）

天井 防音天井へ改造
 壁 遮音壁へ改造
 外部開口部 金属製防音建具（防音アルミサッシ）の取付
 内部開口部 木製防音建具の取付
 換気設備 有効な換気装置の設置
 冷暖房設備 空冷式エアコンの設置
 （各室に1台設置、4台を上限に居住人数の範囲内）

C工法（前記【3】. 2. ③）

外部開口部 金属製防音建具（防音アルミサッシ）の取付
 換気設備 有効な換気装置の設置
 冷暖房設備 空冷式エアコンの設置
 （各室に1台設置、2台を上限に居住人数の範囲内）



注・A工法は天井、壁において、B工法より遮音性能の優れた材料を使用します。

・上記は木造住宅の場合で、RC造の場合は、原則として天井、壁の工事は行いません。

・申請住宅の防音性能が一定の基準を満足する場合は、上記工事の一部を省略することがあります。但し、申請者の意向で上記工事の一部を省略することは出来ません。

【4】補助対象のエアコン

エアコンの区分や容量は、設計監理業者が調査に伺った際に説明いたします。

なお、補助対象となるエアコンは、次表のとおり建物の構造・部屋の面積により機器能力毎に区分されています。

エアコン区分	機器能力		部屋の広さの目安		適用限界空調面積	
	冷房	暖房		木造/RC造	木造	RC造
HC-1	2.2kw	2.2kw	6.0畳	4.5/8.0畳程度	9.00㎡まで	13.27㎡まで
HC-2	2.5kw	2.5kw	8.0畳	6.0/9.5畳程度	11.68㎡まで	16.26㎡まで
HC-3	2.8kw	3.2kw	10.0畳	8.0/11.5畳程度	14.49㎡まで	19.21㎡まで
HC-4	3.6kw	4.2kw	12.0畳	10.0/13.5畳程度	14.49㎡超	19.21㎡超

※希望により上記基準を超えるエアコンの設置は可能ですが、それによる工事費の増額分は申請者の負担となります。

【5】申請者負担額

未実施住宅防音工事においては、基本的に申請者の負担額はありません。告示日後住宅防音工事においては、下記のとおり申請者の一部負担金が発生します。ただし、空気調和機器の工事以外で、国が別途定める金額を超過した金額及び標準工事以外の工事に相当する金額は、未実施、告示日後共に全て申請者負担となります。

○告示日後住宅防音工事における空気調和機器に対する住民負担額（標準工事の場合）

・エアコン設置工事（基準額以下の場合）

住民基本負担額 = (告示日後工事費のうちエアコン設備に係る工事費) × 30%

・換気設備工事（基準額以下の場合）

住民基本負担額 = (告示日後工事費のうち換気設備に係る工事費) × 50%

※基準額については、別紙「補助額のご案内」に記載しておりますのでご参照ください。
 ※エアコン・換気装置とも、住宅の状況及び申込者の希望により基準額を超える場合は、基準額を超えた額は住民基本負担額に加算されます（申込者の負担となります）。

※負担金の補助制度

生活保護受給世帯、中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯及び世帯全員の市県民税額が一定基準以下である世帯の方は、負担金の補助を受けることができます。

申込先の市・町窓口でご確認ください。

※上記のほか、住宅の状況により一部負担金が生じることがあります。

【6】工事スケジュール

回	申込締切日	調査設計期間	工事実施期間
第1回	5月12日	6月上旬～7月上旬	8月中旬～11月上旬
第2回	8月1日	8月上旬～9月下旬	11月中旬～1月下旬

※このスケジュールは予定であり、入札等の状況により遅れる場合がありますのでご了承ください。